

介護保険制度改正の主な内容

1 経過

- ・平成 26 年 6 月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」公布（同年 7 月 国から新しい総合事業のガイドラインが示される）

2 改正の主な内容、ポイント

《主な内容》

- 全国一律の介護予防給付（訪問介護（ホームヘルパー）・通所介護（デイサービス））について、市町村が取り組む事業（新しい総合事業）へ移行
- 従来、市町村が実施している介護予防事業のメニューが多様化

《ポイント》

- 全国一律の基準で行われている介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護を、市町村が実施する地域支援事業へ移行し、市町村がサービス内容、実施主体、利用者負担額等を定めることが求められている。
- 事業の実施にあたっては、多様な主体によるサービス提供が求められている。
- 国の猶予期限までに施行する必要がある。（猶予は平成 29 年 4 月まで、国の施行は平成 27 年 4 月）
※平成 27 年 4 月以降に実施する場合は、実施時期を条例で定める必要がある

3 その他の改正内容

【平成 27 年 4 月施行】

- 特別養護老人ホームの機能重点化
 - ・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定
- 低所得者の保険料軽減拡充
 - ・給付費の 5 割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
 - ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象とする

【平成 27 年 8 月施行】

- 一定以上所得者の自己負担を 2 割に引き上げ
 - ・2 割負担とする所得の水準は政令で定める（合計所得金額 160 万円以上を基本として検討中）
- 高額介護サービス費の見直し
 - ・医療保険の現役並み所得相当（市民税の課税標準額 145 万円以上）の人は、月額上限を 3 万 7200 円から 4 万 4400 円に引上げる
- 補足給付の要件に資産等を追加
 - ・低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を勘案する
 - ・預貯金等が単身 1000 万円超、夫婦 2000 万円超の場合は対象外とする
 - ・世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外とする
 - ・給付段階の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案（平成 28 年 8 月施行）

【平成 27 年 4 月施行、ただし平成 30 年 4 月まで猶予期間あり】

- 地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化）